になりました。

日　時
5月20日(月)～11月25日(月)まで
13時30分～15時30分
※月曜日に開催(全20回)

会　場
宇和島市総合福祉センター
宇和島市住吉町1丁目1番16号

受講料　無料
※ただし、テキスト代1，200円実費

締め切り　4月30日(火)

申込み・問い合わせ
役場　保健福祉課
社会福祉係
内線3112
宇和島市　福祉課
障害福祉係
☎0895-24-1111
内線2151

いきなり買い取られ…

◆「押し買い」のトラブルについて

自宅に業者が訪問して貴金属などを強引に安く買い取るいわゆる「押し買い」のトラブルが全国的に発生し、2010年度から相談が急増しました。「突然、業者が訪問して強引な買い取りを勧誘された」「あっという間に買い取られ業者名も連絡先もわからず連絡が取れない」「売ったものを返してもらおうとしたら『もう溶かした』と返してもらえなかった」といった相談が寄せられていました。

◆「訪問購入」の規制について

これまでは、消費者が売り主となる「押し買い」には規制がなく、取り締まれない状態でしたが、このトラブルに対応するため、特定商取引法の一部が改正され、これらのトラブルは「訪問購入」として規制の対象となりました。

主な内容は、

▼業者の飛び込みの訪問勧誘や脅したり困惑させたりする行為が禁止されました。

▼契約時に契約内容を記した書面の交付が必要になりました。

▼契約書面を受け取ってから8日以内であれば、消費者にはクーリングオフの適用があります。

また、この間であれば、物品の引き渡しを拒むことができます。さらに、業者は転売先の情報を売り主である消費者に伝えなければならなくなりました。

ただし、自動車（二輪を除く）、家具、大型家電、有価証券、本やCD・DVD・ゲームソフト類は規制の対象外です。

◆被害を防ぐために

・買い取ってもらうつもりがなければ、きっぱり断りましょう。

・業者に買い取りを依頼する場合は、家族や近所の人に同席してもらうなど、一人で対応しないようにしましょう。

・納得して売る場合でも、契約内容が書かれた書面を業者から必ず交付してもらいましょう。

・クーリングオフ期間内(8日間)は、商品の引き渡しを拒否できます。契約したからといってすぐに商品を渡さず、この間は手元に置いておきましょう。

・心配なことがありましたら、次の消費生活相談窓口に相談しましょう。

問い合わせ
役場　産業課
商工観光係
内線2213
愛媛県消費生活センター
☎089-925-3700

無料法律相談所開設

憲法週間(5月1日～7日)の行事の一環として、無料法律相談所を開設します。お気軽にご相談ください。

日　時
5月8日(水)　10時～15時
※受付：9時～14時30分
※休憩時間：12時～13時

場　所
松山地方裁判所宇和島支部構内
宇和島市鶴島町8番16号

参加方法
当日、直接会場にお越しください。
先着順に受付を行います。

相談者
愛媛弁護士会所属の弁護士

相談内容
金銭関係、不動産関係、家庭関係などの悩み事について
※費用無料
※秘密厳守

相談時間
30分以内とさせていただきます。

その他
駐車場が混み合いますので、お車でのお越しは、なるべくご遠慮ください。

問い合わせ
松山地方裁判所
宇和島支部
☎0895-22-1133

国民年金未納保険料の納付案内について

町内の未納保険料の納付案内(催促)は、平成25年2月から「株式会社バックスグループ」が担当しています。

公共サービスの改革法に基づき、日本年金機構が国民年金保険料の収納業務の一部を民間委託しています。

委託している内容は、電話・文書・訪問などによる納付のご案内や免除等の申請手続きのご案内です。

【振り込め詐欺などにご注意を！】

株式会社バックスグループは、日本年金機構が発行した納付書により最寄りの金融機関やコンビニエンスストアでお支払いしていただくようご案内します。

このため、銀行口座を指定してATMの操作により振り込みをお願いすることはありません。

また、戸別訪問して保険料をお預かりする場合、顔写真入りの納付督励員証明書(身分証)を提示し、日本年金機構が発行する納付書をお持ちの方に限り、保険料をお預かりすることが可能となっています。

納付書をお持ちでない方から保険料をお預かりすることはありません。

問い合わせ
㈱バックスグループ
☎0120-987-927
宇和島年金事務所
国民年金課
☎0895-22-5344